



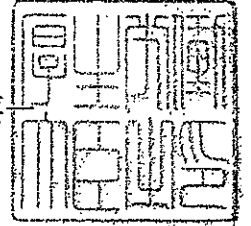
厚生労働省発職第0204001号

平成 2 1 年 2 月 4 日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇六 （略）

七 育児・介護雇用安定助成金制度の改正

- （一） 中小企業子育て支援助成金について、その支給期限を平成二十三年三月三十一日から平成二十四年三月三十一日までに延長するものとする。

- （二） 中小企業子育て支援助成金について、その支給対象となる労働者が二番目までに生じた場合から五番目までに生じた場合の事業主に対して支給するものとし、その労働者が二番目から五番目までに生じた場合の事業主に対する支給額を増額するものとする。

八〇十 （略）

第二 （略）

第三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正

労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する労働者が小学校就学の始期に達するまで

の子の養育又は介護に係るサービスを利用する際の費用の負担を軽減する措置を実施する事業所の事業主に対する育児・介護雇用安定等助成金について、平成二十一年二月一日から平成二十四年三月三十一日までの間は、子の養育に係るサービスを利用する際の費用の負担を軽減する措置の実施に要した費用の四分の三、介護に係るサービスを利用する際の費用の負担を軽減する措置の実施に要した費用の二分の一とするものとする。

第四 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。ただし、 $\wedge$ 中略 $\vee$ 第三については平成二十一年二月一日から適用するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。